



News 10月号 News 10月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/内村 知子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

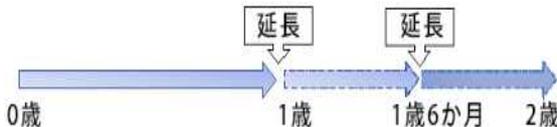
☆ 厚生年金保険料の料率に変更になります。☆

厚生年金保険の保険料率が平成29年9月分（10月納付分）より会社負担と従業員負担を合わせて18.300%に変更になります。

☆10月から育児・介護休業法が変わります☆

●最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります。

現行、育児休業は子が1歳に達するまで取得することが出来、保育所に入れない等の場合には例外的に子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業を延長することができましたが、平成29年10月より、子が1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない場合に再度申し出ることにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長することができます。上記に合わせ、育児休業給付の支給期間も延長となりました。



●育児休業等制度の個別周知

事業主は従業員またはその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該従業員に対して個別に育児休業・介護休業等に関する制度を周知するように努めることが義務付けられました。

●育児目的休暇の新設

事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の設置を設けることに努めることが義務付けられました。

☆年末調整の準備について☆

年末も近づいてきました。そろそろお手元に生命保険控除証明書・損害保険料控除証明書・住宅借入金等残高証明書などの資料等が届き始めます。年末調整や確定申告に必要な書類となりますので、大切に保管ください。ようお願ひ申し上げます。ご不明点ございましたら担当者までご連絡下さい。

☆ コラム（飯島のつぶやき） ☆

ワインエキスパート

今年の3月より、ワインエキスパートの受験勉強を始めました。この資格は飲食店経験がない者が対象で、内容自体はソムリエ試験と殆ど変わりません（サービス実技がないだけ）。試験も同じ日に行われます。

1次試験が8月20日、これをパスすると2次試験が9月25日。

1次試験は筆記試験で、ワイン以外にもビール、日本酒、蒸留酒、リキュール及びチーズも範囲に含まれ、歴史、地理、気候、風土、葡萄品種、醸造工程等が問われます。全ては、丸暗記できるかにかかっています。

可能な限りのアフター5と休日を使い、夜のお付き合いもほとんどご遠慮させていただき、勉強に充てました。その結果、1次試験は何とか通過。

続いて2次試験、これはワインを白2種、赤2種それぞれとビール以外のお酒1種のテイasting。各ブドウの特徴を丸暗記し、毎日のようにテイastingを繰り返しました。口に含んだお酒は飲み込まず吐き出します。この間はゆっくりとお酒に酔いしれることはできませんでした。

そして迎えた2次試験も奇跡的に合格。最高の達成感、感無量です。30数年前に税理士試験に合格した時以来の嬉しさです。今年は大好きな石垣島でのダイビングを諦め、受験に徹した甲斐がありました。

実はこの試験に挑戦しようと思ったきっかけは、今の自分がどこまで暗記することができるか試してみたかったためです。（最近物忘れがひどかったので）

今回、合格することができ、まだまだ自分は仕事が出来ると自信を持つことができました。

また、夜間にワインスクールに通ったことにより、多くのクラスメイトと友達になることができました。将来、自分のお店を持つ人も出てくるでしょう。その時は、本業でバックアップしたいですね。

これでやっと、ワイン好きなお客様とも話を合わせることが出来ます。本当のワインの勉強はこれから（奥が深すぎ）ですが、楽しんで行きたいですね。

金のぶどうバッチが届くのを楽しみに待っています。

今月の一言

『天才とは努力のできる人のことである』

ワインエキスパート試験に合格した時、お祝いのメッセージに頂いた言葉です。心にジーンとききました。だったら、誰もが天才になれるですね。

自分が天才とは思いませんが、本気でやればある程度のことはできるということが少し証明できたかな？